

倫理綱領及び守秘義務規程

特定非営利活動法人鳥取社会福祉評価機構（以下「評価機構」と言う。）及びその所属する評価調査者は調査及び評価業務を通して福祉サービスの質の向上を図り、社会福祉の向上に貢献するという社会的使命を担っている。私達はこの重大な使命を自覚し、業務を遂行するにおいては人権を尊重し、公平中立な立場で業務を行ない、もって地域住民及び関係事業者に信頼される評価機関として高度な倫理を確立しなければならない。

評価機構は評価機関としての期待にこたえ、社会的地位の向上と社会的信頼の確保を図るため、倫理及び守秘義務規程を制定する。

〔目的〕

第1条 評価機構及び評価調査者はこの倫理規程を遵守し、調査及び評価業務における倫理の高揚に努め、公平中立な立場で業務を遂行する事を通して社会福祉の向上に貢献する事を目的とする。

〔人権の尊重〕

第2条 評価調査者はその業務を遂行するにあたり、利用者及びその家族の意思を十分に配慮し、業務に対する協力を強いることの無いようにして、その人々の人権を尊重しなければならない。

〔自己研鑽〕

第3条 評価機構及び評価調査者はあらゆる機会を活用して常に必要な知識及び技術の習得に努め、誠実な態度で信頼性の高い公平な調査及び評価を行わなければならない。

〔守秘義務〕

第4条 評価機構及び評価調査者はその業務を通して知り得た情報を正当な理由無く、他に漏洩してはならない。これは調査及び評価業務を行う事が無くなった後についても同様である。

〔目的外収集の禁止〕

第5条 評価機構及び評価調査者は公平中立な立場で業務を行わなければならないことを十分に認識し、調査及び評価対象施設等及びその関係者に対して調査及び評価以外の不正な目的を持って各種情報の収集、調査及び評価を行ってはならない。

〔目的外使用の禁止〕

第6条 評価機構及び評価調査者が収集する情報は業務に必要な最小限のものとし、収集した情報をその目的以外に利用してはならない。

〔個人情報の持ち出し禁止〕

第7条 評価調査者は調査及び評価対象施設等の利用者の個人情報が記載された書類等は、現地で閲覧により確認し、該当書類等を施設外に事業者の許可無く持ち出してはならない。

〔収集情報の処理〕

第8条 評価機構及び評価調査者は利用者等に記入を求めた資料等については、該当事業者及び第三者に漏洩しないようにし、終了後にはすみやかに破棄しなければならない。又、事業者はその資料を基に報告する場合は、記入者が特定されないように資料を加工した上でなければ、提供及び報告をしてはならない。

〔サービス窓口の設置〕

第9条 評価機構は当該調査及び評価に対する問い合わせ及び苦情に適切に対処するためサービス窓口を設置して事業者及び利用者に分かりやすく周知しなければならない。

〔附則〕

第10条 この規定は平成16年11月10日から施行する。

制定 平成16年11月6日